

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：27104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780343

研究課題名(和文)ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践に関する基礎的研究

研究課題名(英文)A basic research on school social work practice for the prevention of neglect

研究代表者

奥村 賢一(Kenichi, Okumura)

福岡県立大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：90584699

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践に関する基礎的研究として、スクールソーシャルワーカーへの調査を実施した。その結果、1)活動形態、2)勤務日数、3)担当学校数によりネグレクト児童に対する支援の実態に違いがあることが明らかとなった。また、ネグレクト児童への実際の支援では、1)校内でのチームアプローチ、2)関係機関との連携、3)親の状況改善への意欲が支援場面の重要な促進因子であることが示された。

研究成果の概要(英文)：This study constitutes basic research on school social work practice for the prevention of neglect. To this end, a series of interviews were conducted with school social workers. The data collected confirmed that there are differences from school social worker to school social worker in terms of (1) the form of professional activity, (2) number of working days, and (3) number of schools for which a school social worker is responsible. The cumulative effect of these differences is a high degree of variation in terms of the support given to children. In addition, and in relation to offering support in cases of neglect, the following were found to be important factors contributing to effective support: (1) a team approach at the school, (2) cooperation with relevant organizations, and (3) willingness on the part of the parents to improve the situation.

研究分野：学校ソーシャルワーク

キーワード：学校ソーシャルワーク ネグレクト

1. 研究開始当初の背景

近年、わが国では深刻な社会問題の一つとして、「児童虐待」が激増している。2011年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は5万9862件に上り、国が調査を開始して僅か20年余りで約60倍にまで増加した。その内訳は、乳児から学齢児までの割合が全体の約95%であり、そのうち約50%を小中学校の児童生徒が占めている。これらの適切な支援介入において、学校と児童相談所をはじめとする関係機関との連携が重要であることは明らかでありながら、厚生労働省(2010)『平成21年度福祉行政報告例結果の概況』で示された結果では、学校等から児童相談所へ寄せられた相談の割合は僅か12%に過ぎなかった。

これまで、児童相談所を対象とした児童虐待関連の調査は、才村(2005) 柏女(2001)、高橋(1996)など多くの研究者により行われてきた。近年では、安部(2011)らにより、要保護児童対策地域協議会の有効的活用に向けた市町村福祉事務所(子ども担当窓口)を対象に全国調査などが行われてきた。一方、学校(教師)を対象とした児童虐待関連調査については、田中(2010)や岩崎ら(2007)などによる実態調査が行われているが、対象及び内容についても極めて限定的である。その遠因として、学校(教師)の児童虐待に対する現状認識の低さや、機関連携に向けた判断基準の不透明性などの課題を示す研究も存在する(高良2008)。

一方、筆者(2012)が実施した福岡県内スクールソーシャルワーカー40名(以下、SSW)を対象としたアンケート調査によれば、2011年度にSSWが学校現場で支援介入を行った児童虐待事例のうち、最も多いのがネグレクト(56.7%)であった。次いで心理的虐待、身体的虐待、性的虐待の順となっている(図1)。これは2010年度に児童相談所が相談対応を行った種別割合(身体的虐待38.8%、

ネグレクト32.7%、心理的虐待26.5%、性的虐待2.4%)と比較した場合、学校と児童相談所が直面する児童虐待の実態に差異があることがわかる。さらに、図1のうちネグレクトや心理的虐待事例に対する児童相談所の未介入率が80%を超えていることも潜在的課題を推察することができる(図2)。

図1 スクールソーシャルワーカーが支援介入した児童虐待事例種別割合

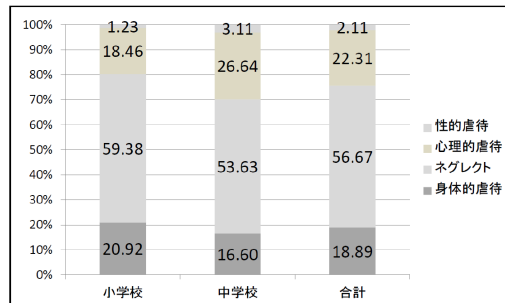
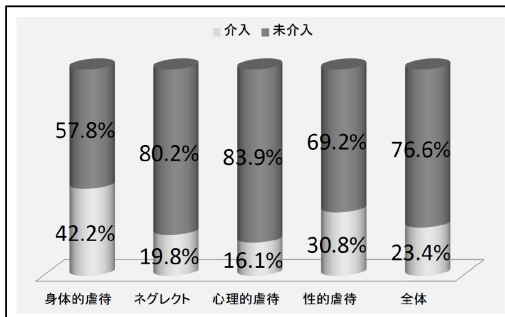


図2 スクールソーシャルワーカーが支援介入した児童虐待事例種別割合



過去、学校ソーシャルワーク実践での児童虐待に関する先行研究は、虐待防止に向けたSSWの効果的活用(山下2011)、ネグレクト(野尻2011)や性的虐待(金澤2009)などの種別に対応した支援方法を考察したものなどがある。しかし、学校ソーシャルワークを基盤にした児童虐待に関する研究からモデルを構築したものは散見できない

2. 研究の目的

本研究の目的は、ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践に関する基礎的研究を行うことにある。近年、わが国で激増する児童虐待は深刻な社会問題である。とりわけ、ネグレクトはその定義の抽象性が高いことなどから、学校や関係機関による支援介入の見極めが困難な事例が多く、連携も十分に機能していない状況がある。加えて、ネグレクトが学校教育問題(不登校、いじめ、非

行等)とも密接に関連していることが複数の先行研究より示されていることから、被虐待割合が高い学齢期の児童生徒に対する支援が必要であると考えた。そこで本研究では、教育と福祉の領域で活動するスクールソーシャルワーカーを対象とした実態調査から、ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践プログラムを開発するための基礎的研究を行う。

3. 研究の方法

本研究では、(1)ネグレクト事例に対するスクールソーシャルワーカーの専門的役割、(2)ネグレクト事例に対する学校ソーシャルワーク実践の現状と課題の2点を明らかにしていくためにスクールソーシャルワーカーを対象とした調査を実施する。

(1)ネグレクト事例に対するスクールソーシャルワーカーの専門的役割に関する調査

調査目的

本調査はネグレクト児童に対するスクールソーシャルワーカーの支援役割について明らかにすることを目的として実施した。2008年度に文部科学省『スクールソーシャルワーカー活用事業』が開始されて以後、わが国におけるスクールソーシャルワーカー事業の展開状況は地域により異なる。ネグレクト児童に対する支援においてもそのことは同様であり、地域性以外にも活動形態や勤務日数など諸条件により差異が生じる。そこで、本調査では全国的にスクールソーシャルワーカー事業の先進地で活動する現任者を対象にスクールソーシャルワーカーが考えるネグレクト児童への支援役割について明らかにしていくことを目的とする。

調査対象

わが国において先進的にスクールソーシャルワーカー活用事業を行う自治体で活動

を行うスクールソーシャルワーカーを本調査の対象とした。サンプリングの根拠としては、日本学校ソーシャルワーク学会(2011)が刊行した報告書「学校ソーシャルワーク研究『全国自治体調査報告書』」を参考に、SSWの採用が10名以上である(平成24年度実績)。社会福祉士または精神保健福祉士の有資格をSSW任用要件としている。SSWの育成及び指導を目的として、スーパービジョン体制が整備されている。以上の3点の条件を満たす自治体として、福岡県、大阪府、京都府、熊本県の4か所を抽出して現地のスクールソーシャルワーカーに本調査の趣旨説明を行い、任意でアンケートへの回答について協力を依頼した。

調査方法

調査方法は無記名自記式質問紙調査とした。本調査は「ネグレクト児童への支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割」と題して、最初に活動形態(配置型・派遣型)について選択をしてもらったうえで、a. 児童、b. 家族(保護者を中心に)、c. 学校(教師を中心に)、d. 関係機関、e. 地域の5つの対象へのスクールソーシャルワーカーの役割について自由記述にて回答を求めた。なお、回答者が考えるスクールソーシャルワーカーの役割は実際に実務として行っている内容の範囲で回答することを求めた。

表1 調査スケジュール

調査地	調査実施日	回答者	SSW ¹⁾ が活動する自治体
京都	2013年10月27日	11名	京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県
熊本	2014年12月27日	13名	熊本県
福岡	2015年3月5日	9名	福岡県(政令市を除く)
大阪	2015年3月23日	6名	大阪府

1) SSW(スクールソーシャルワーカー)

(2)ネグレクト事例に対する学校ソーシャルワーク実践の現状と課題に関する調査

調査目的

スクールソーシャルワーカーが直接的に支援を行うネグレクト事例の質的分析から、効果的な支援のあり方について考察することを本調査の目的とする。具体的には、ネグレクト環境にある児童への支援を行うスクールソーシャルワーカーを対象にヒアリング調査を行う。一定期間の支援経過ならびに結果を聴き取り、それらの状況分析からネグレクト児童への支援において求められる効果的な学校ソーシャルワークについて検討を行う。

調査対象

福岡市教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカー12名を調査対象とした。サンプリングの根拠としては、学校ソーシャルワークの質、直接支援、勤務日数の3点とした。は、全国でスクールソーシャルワーカーとして活動する者のうち約6割が無資格者であるなか、福岡市教育委員会で活動するスクールソーシャルワーカーは全員が社会福祉士の有資格者であることから一定の質を担保するものと判断した。については、福岡市教育委員会では「配置型（拠点巡回型）」を採用している。この配置型（拠点巡回型）は一つの中学校区をスクールソーシャルワーカーの担当エリアと定め、そのなかの一つの小学校を「拠点校」として籍を置く。その他の小学校や中学校は「巡回校」として拠点校に準じた支援活動を実施していく。拠点巡回型は日本の学校教育システムの特徴を活用した学校配置型の活動形態であり、スクールソーシャルワーカーは学校教職員の一人として直接的な支援活動を行うことができる。については、福岡市教育委員

会のスクールソーシャルワーカーは週4日の勤務を行っている。常勤的配置で支援活動を展開することが期待できることから、ネグレクト児童への支援においても一定の支援役割を果たすことが可能であると考えた。以上のことから福岡市教育委員会のスクールソーシャルワーカーに本調査対象として協力を依頼した。

調査方法

2013年6月から2014年3月にかけて福岡市教育委員会のスクールソーシャルワーカー（12名）に対して個別にヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査はスクールソーシャルワーカーと調査者である筆者が個別で行った。調査は一人につき60分と定めた。スクールソーシャルワーカーには事前に調査概要を説明し、ネグレクト児童に支援を行った事例のうち、スクールソーシャルワーカーの支援介入により状況が改善した事例（改善事例）と対照的に状況改善が見られなかった事例（未改善事例）の計2事例を聴き取りした。

4. 研究成果

本研究の成果については、3. 研究の方法で述べた2つの調査結果に基づいて、各々にまとめるものとする。

（1）ネグレクト事例に対するスクールソーシャルワーカーの専門的役割に関する調査活動形態

配置型のスクールソーシャルワーカーはネグレクト児童に対して直接的な支援を行っていることが多く、教職員との連携も日常的に行っている。また、対象児童だけでなく保護者にもアプローチを行い、ネグレクト状況に関するアセスメントを丁寧に行いながら、必要に応じてアドボカシー活動なども行

っていた。

一方、派遣型の場合はネグレクト児童に直接的に関わることを想定していないという回答もあり、基本的には教職員を介した間接的支援が中心であることが明らかとなった。主に教職員が収集したネグレクトに関する情報等の状況分析を行い、支援方法等に関するコンサルテーションを行う機会が多い。

勤務日数

勤務日数が多いスクールソーシャルワーカーは学校組織の一員として教職員に認知されていることから、定期的な情報収集や意見交換、さらには目標に応じた柔軟な支援を行いやすい。また、地域住民とのつながりも深くなるため、公的な制度・サービスで補うことのできない場合は、インフォーマル・ネットワークを駆使してネグレクト児童への支援を行っている。

対して、スクールソーシャルワーカーの勤務日数が少ない場合は、教職員の一員というよりは「外部の専門家」としての様相が強い。そのことを利用して、コンサルテーションを中心とした間接的な支援を行っているスクールソーシャルワーカーも多い。勤務日数が少ないため、スクールソーシャルワーカーが支援役割を果たす機会は限定的であり、緊急性が高い場合などは機関連携などのコーディネーター役が中心となっている。

担当学校数

スクールソーシャルワーカーが担当する学校数は自治体により大きくことなっている。担当する学校数が多いほど派遣型を採用していることが多い。その場合、すべての学校を均等に対応しているとは言い難く、派遣要請のある学校を中心に活動せざるを得ない状況にある。また、派遣を求める事例の多くは状況が深刻化していることから即応的な支援が求められ、その背景にネグレクトが潜在しているという事例は少なくない。

担当する学校が複数ある場合でも、校種が異なれば小中連携などにおいて重要な役割をスクールソーシャルワーカーが担っており、ネグレクト児童の不登校等の予防に向けて早い段階での情報共有等が図られている。

(2) ネグレクト事例に対する学校ソーシャルワーク実践の現状と課題に関する調査

改善事例と未改善事例の比較から導き出された支援の促進因子を下記3点挙げる。

校内でのチームアプローチ

改善事例では校内でのチームアプローチが円滑に行われていることが示された。特定の教職員に負担が偏ることは、支援の停滞を招くリスクが高いことから、ケース会議を中心に定期的な情報共有を行い、共通理解・共通実践を意識した支援が展開されていた。その際、個人の責任を回避して学校で取り組むことができることなどを重点的に検討しているところが多くみられた。スクールソーシャルワーカーは教職員が見えにくい子どもや家族に関する情報等を代弁的に伝えるだけでなく、関係機関等の校外での動きについても適宜情報を取り入れて支援の方向性を見据えるうえで必要なかじ取りを担っているところが多い。

関係機関との連携

学校が単独で対象児童や家族に支援を行う事例ほど状況改善が難しい傾向にあった。協働的な機関連携を促進していくためには、学校から関係機関に対して積極的な情報提供を行い、日常的な関わりを増やしていくことが良好な関係を築いていくうえで重要であることが明らかとなった。また、家庭環境の問題においては、役割分担を明確にして関

係機関を中心に支援体制を組んだ方が効果的であることも示された。しかし、学級担任などは関係機関と連携する場面に立ち会う機会が少なく、特定の教職員（管理職、生徒指導、養護教諭など）のみが対応していることが多いことから、積極的な機関連携を促進していくための校内体制づくりが学校にとっては重要な課題である。

親の状況改善に向けた意欲

ネグレクトは家庭内における問題であるため、最終的には保護者である親の行動変容が必須となる。その際、支援者側の偏見が状況改善を阻害するリスクがあるため、スクールソーシャルワーカーはそれらを軽減するための必要情報を教職員へ提供して、子どもを中心に据えた支援を検討していくうえで中心的役割を担う。主な支援としては、対象児童の自尊感情を高めることを目的とした成功体験の蓄積などが有効な方法である。学校としては教育保障の観点から逸れることなく継続的な支援を行うことにより、対象児童の行動変容が保護者である親の状況改善に向けた動機づけにつながる機会が多いことが明らかとなった。スクールソーシャルワーカーは当事者に寄り添う姿勢を大切にしながら、親の状況改善に向けた意欲を高めていくことも示された。

スクールソーシャルワーカーを対象とした調査からネグレクト児童への実際的な支援の現状を明らかにして今日的課題を整理できたことは、ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践の体系化を目指していくうえでの研究成果であると考え。今後、これらの結果を踏まえて実践モデルの構築

に向けたさらなる研究へと発展させていきたい。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計1件)

奥村賢一、「子どもの貧困とネグレクト 学校ソーシャルワークの視点から」、第30回自治体学会、2016年8月20日、日田市文化市民会館(大分県日田市)

〔その他〕

奥村賢一、『ネグレクト防止に向けた学校ソーシャルワーク実践に関する基礎的研究』(報告書)、2016年3月31日

6. 研究組織

(1)研究代表者

奥村 賢一 (OKUMURA KENICHI)

福岡県立大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：90584699